

東日本大震災復興関係

双葉町中野地区 復興産業拠点の工事に着手 ～起工式開催のお知らせ～

双葉町は、町民帰還に向けて、避難指示解除準備区域である浜野・^{もろたけ}岡竹地区（中野地区）に「新たな産業・雇用の場」と「発信の場」を創出し町への人の流れを創出するため、同地区に復興産業拠点の計画を進めています（別紙 1 参照）。

この度、工事着手にあたり、下記のとおり「起工式」を開催しますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 30 年 1 月 28 日（日）11：40 報道関係者受付開始
12：00 頃より公開（予定）
※報道関係者受付へ名刺をお持ちください
※雨天決行
- 2 主催者 双葉町、UR 都市機構
- 3 次 第
 - ・主催者挨拶
 - ・来賓祝辞
 - ・鍬入れ
 - ・施工者挨拶
- 4 場 所 福島県双葉郡双葉町大字中野
中野地区建設用地内（別紙 2 参照）

以 上

（お問い合わせ先）

双葉町 復興推進課

主幹 網蔵 電話 0246（84）5203

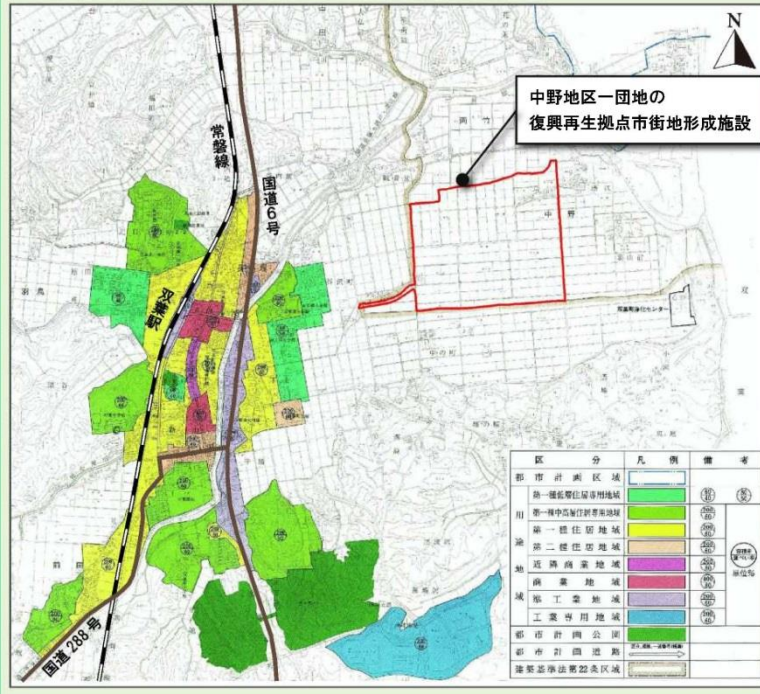
UR 都市機構 福島復興支援部 双葉復興支援事務所

所長 森脇 電話 0246（38）8039

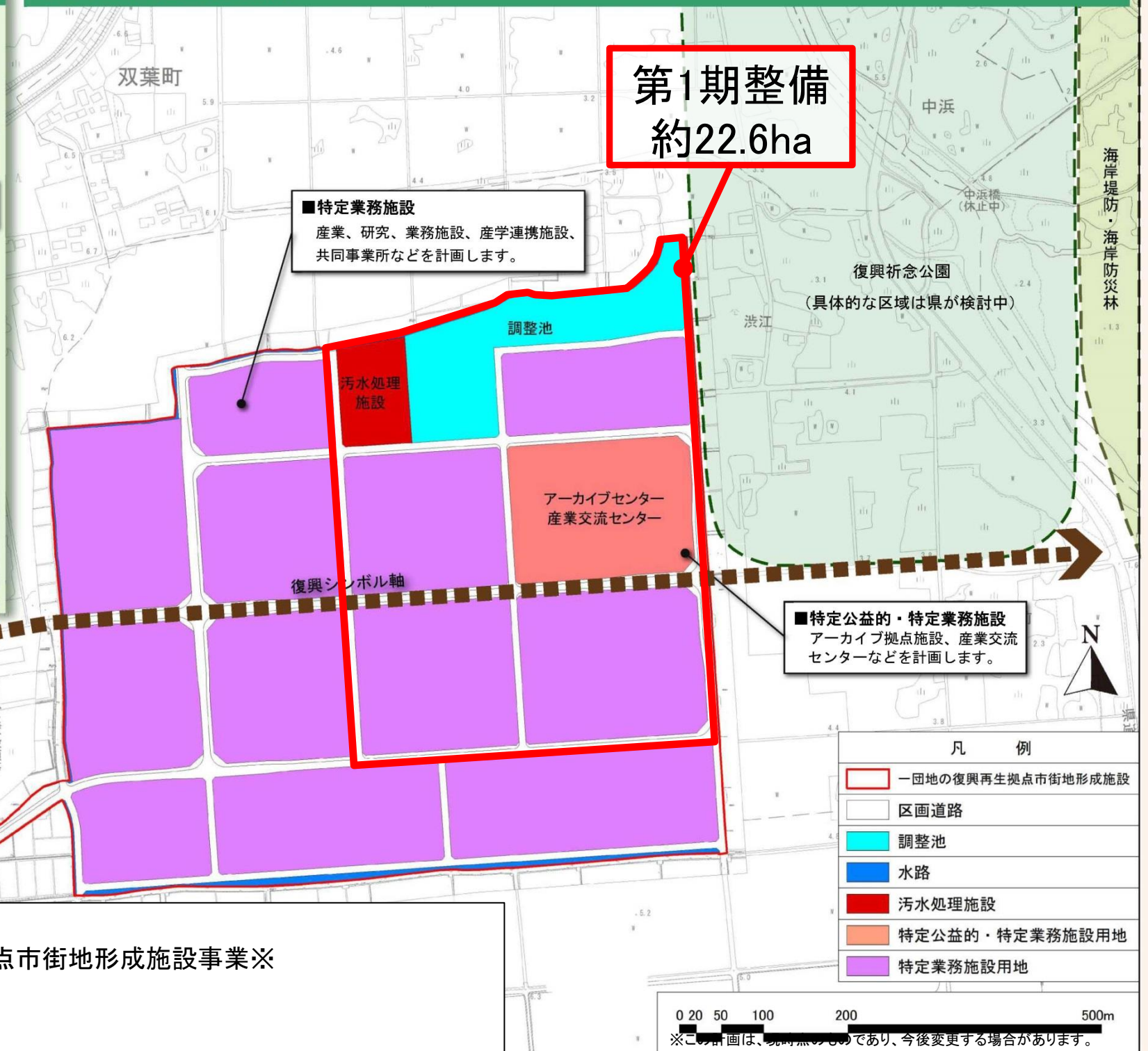
1 都市計画案の概要について

(1) 名称、位置・区域、面積

- ①名称：中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- ②位置・区域：双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前、江又、深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田
- ③面積：約49.6ヘクタール



(2) 施設の位置及び規模



○地区概要

- ・事業名称 双葉町中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業※
- ・事業主体 双葉町（受託者 UR都市機構）
- ・事業面積 約49.6ha
- ・事業期間 平成29年度～平成32年度

(※)一団地の復興再生拠点整備制度(福島復興再生拠点整備事業)

平成27年の福島復興再生特別措置法の改正で創設された制度で、原子力災害被災地(12市町村)において、帰還される住民の生活再開、地域経済の再建の拠点となる新市街地を円滑・迅速に整備するため、用地買収方式により整備する事業制度。中野地区においては、双葉町が用地買収を行い、URが双葉町からの委託に基づき基盤整備を実施します。

双葉町中野地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 起工式 式場案内図



高瀬交差点～式典会場のルート上には一部未舗装、片側交通等の箇所があります。運転には十分注意して頂くをお願いします。

- 走行ルート
- ★ 案内看板

駐車場は式典会場敷地内にございますので、誘導係の案内に従い駐車してください。

住所：福島県双葉郡双葉町 中野地区 建設用地内

駐車場は誘導係の案内に従い駐車してください。